

3-2. 海外における環境ラベル基準の改定動向調査

これまでの本業務における、環境ラベル基準の国際整合状況の検証結果及び事業者へのニーズ調査において、複写機・プリンタ・複合機などの画像機器のグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)基準や環境ラベル基準の改定動向の情報収集、及び日本のエコマークと海外環境ラベル機関との相互認証のニーズが日系事業者にとって極めて高いことが判明している。

近年、北米の EPEAT(電子製品環境アセスメントツール(Electronic Product Environmental Assessment Tool))は、アメリカ大統領令による連邦機関の公共調達に限らず、各国の GPP にも影響を与えるため、日本の画像機器、パーソナルコンピュータまたはディスプレイ等の事業者の関心を集めている。実際に EPEAT の登録を目指して国内の事業者は動いており、加点の一つとなる LCA の評価については、SuMPO 環境ラベルプログラムの登録が増えている状況にある。EPEAT は7つの製品分野について基準が設定されているが、基準策定母体が異なるため、近年基準のモジュール化(共通化)の検討を進めている。本調査では、そのモジュール化の動向のうち、特に「持続可能な資源利用(循環性)」のドラフトについて、「画像機器」を対象に日本・グリーン購入法やエコマーク基準との整合性を比較し報告する。

3-2-1 EPEAT¹基準の改定動向調査

1) EPEAT 制度の概要

グローバルエレクトロニクス評議会(Green Electronics Council: GEC)は、官民の大規模な購買力を活用して、より持続可能な技術への需要促進を目指す非営利団体である。その GEC が管理・運営する EPEAT は、環境及び社会的パフォーマンスに優れた、より持続可能な電子製品を購入者が識別できるようにするための包括的な持続可能性を網羅した環境ラベルである。EPEAT は、2006 年にアメリカ環境保護庁(EPA)による助成の下、メーカー、リサイクル事業者、大学、政府系購入団体などが共同で開発したツールであり、ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベル制度として世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network: GEN)の正会員となっている。



EPEAT 基準は、複数の利害関係者によって自発的なコンセンサスベースのプロセスで開発され、資源の採取や製造から組み立て、使用、廃棄に至るまで、製品ライフサイクル全体にわたる環境的及び社会的影響に対応するものとなっている。

EPEAT 基準を満たす製品は、EPEAT レジストリと呼ばれるウェブサイトで公開されている。EPEAT 登録を受けるにあたり、製品が EPEAT 基準に適合していることを、GEC が承認した独立した適合性保証機関(Conformity Assurance Body: CAB)によって、確認されなければならない。製品の一貫性のある客観的な評価を確実にするために、EPEAT プログラムは適合性保証活動の規則を策定し、すべての CAB の監視と継続的な承認を提供する適合性保証システムを運用している。



EPEAT 基準は、必ず満たさなくてはならない必須基準項目と、オプションの任意基準項目があり、すべての必須基準項目を満たしている製品は「Bronze」、すべての必須基準項目を満たしたうえで、任意基準項目のうち 50%以上の項目を満たす製品は「Silver」、任意基準項目を 75%以上満たす製品は「Gold」として登録される。

2) EPEAT が対象とする製品カテゴリ

EPEAT が対象とする製品カテゴリは次項の 7 つである。当初は米国の電気電子学会(Institute of Electrical and Electronics Engineers: IEEE)が基準を策定していたが、その後製品カテゴリ毎に UL、TÜV Rheinland、NSF International 等の外部機関が担当し規格が策定されている。そのため、携帯電話では UL が運営する Ecologo(北米のタイプ I 環境ラベル)やネットワーク機器では、TÜV Rheinland が運営する Green Product Mark(タイプ I 環境ラベル)の共同規格となっている。

¹ <http://www.epeat.net/>

表 3-2-1. EPEAT 基準

<p>Computers and Displays コンピュータ及びディスプレイ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Computers and Displays Category criteria [based on IEEE 1680.1™ – 2018 Standard for Environmental and Social Responsibility Assessment of Computers and Displays] ● EPEAT Computers and Displays Category criteria [based on 1680.1a-2020 – IEEE Standard for Environmental and Social Responsibility Assessment of Computers and Displays–Amendment 1: Editorial and Technical Corrections and Clarifications]
<p>Imaging Equipment 画像機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Imaging Equipment Category criteria [based on IEEE 1680.2™ – 2012 Standard for Environmental Assessment of Imaging Equipment] ● EPEAT Imaging Equipment Category criteria [based on IEEE 1680.2a™ – 2017 Standard for Environmental Assessment of Imaging Equipment — Amendment 1]
<p>Mobile Phones 携帯電話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Mobile Phone Category criteria [based on UL 110 Edition 2 – 2017 Standard for Sustainability for Mobile Phones (including revisions through September 28, 2018)]
<p>Network Equipment ネットワーク機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Network Equipment Category Criteria [based on Criteria for the Sustainability Assessment of Network Equipment for the Global Electronics Council EPEAT® Ecolabel and the TÜV Rheinland Green Product Mark]
<p>Photovoltaic Modules and Inverters 太陽電池モジュール及びインバータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Photovoltaic Modules and Inverters Category criteria [based on NSF/ANSI 457 – 2019 Sustainability Leadership Standard for Photovoltaic Modules and Photovoltaic Inverters]
<p>Servers サーバ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Server Category criteria [based on NSF/ANSI 426-2018 Environmental Leadership and Corporate Social Responsibility Assessment of Servers]
<p>Televisions テレビ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EPEAT Television Category criteria [based on IEEE 1680.3™ – 2012 Standard for Environmental Assessment of Televisions] ● EPEAT Television Category criteria [based on IEEE 1680.3a™ – 2017 Standard for Environmental Assessment of Televisions — Amendment 1]

3) 日本の事業者の登録状況

EPEAT の事業者の登録状況²(2023年2月9日時点)は、下表 3-2-2. のとおりである。7つある製品カテゴリのうち、「コンピュータ及びディスプレイ」、「画像機器」の順で登録数が多く、どちらも日系事業者の登録が多い。

表 3-2-2. EPEAT の製品カテゴリと登録状況

製品カテゴリ	登録数	品番数	登録会社数	日系事業者の登録社数
コンピュータ及びディスプレイ	23,064	2,552	33	5社 : Dynabook Americas Inc., EIZO, Fujitsu Limited, iiyama corporation, Panasonic
画像機器	4,167	1,623	15	11社 : Brother, Canon, Epson, Fujitsu Limited, Konica Minolta, Kyocera, Ricoh, Riso Kagaku Corporation, Sharp, Toshiba, Xerox
携帯電話	59	51	3	0社
ネットワーク機器	未公開	—	—	—
太陽電池モジュール及びインバータ	92	2	1	0社
サーバ	637	125	6	1社 : Fujitsu Limited
テレビ	0	0	0	0社

※登録数：同じ品番でも複数の国で登録がある場合、別々にカウントしている

(1) コンピュータ及びディスプレイ

製品タイプ別の品番数を表 3-2-3. に、事業者別登録状況を表 3-2-4. に示す。EPEAT の「コンピュータ及びディスプレイ」には 33 社が登録されており、そのうち、5 社が日系事業者である。登録(製品が購入及び/または使用されるもの)は米国が中心だが、欧州などの登録も多く、米国を含む 40 カ国で登録されている(表 3-2-5.)。また、同一機種であっても登録する国により、Gold、Silver、Bronze のランクが異なるケースもあり、登録については各社の戦略が垣間見える。また、登録数 23,064 のうち、Gold が 12,559 (54%)、Silver が 6,685(29%)、Bronze が 3,820(17%)となっており、Gold が約半数を占めている。

表 3-2-3. EPEAT 「コンピュータ及びディスプレイ」の製品タイプ別の品番数

製品タイプ	品番数	割合
Desktop	393	15%
Integrated Desktop Computer	89	3%
Monitors	820	32%
Notebook	1,014	40%
Signage Display	51	2%
Tablet/Slate	96	4%
Thin Client	25	1%
Workstation	64	3%

² <https://www.epeat.net/>

表3-2-4. EPEAT「コンピュータ及びディスプレイ」の事業者別登録状況

Manufacturer	登録数	品番数	ランク	ランク別登録数
Ace Computers	12	12	Bronze	12
Acer	897	311	Gold	133
			Silver	547
			Bronze	217
Algoritmos Procesos y Diseños, S.A.	6	6	Bronze	6
AOC International (Europe) B.V.	163	33	Gold	15
			Silver	148
Apple Inc.	46	23	Gold	46
ASUSTeK Computer Inc.	1,055	146	Gold	230
			Silver	543
			Bronze	282
CIARA TECH	17	17	Silver	14
			Bronze	3
Compumax	3	3	Bronze	3
DELL	6,022	347	Gold	3,293
			Silver	1,796
			Bronze	933
DT Research Inc.	5	5	Bronze	5
Durabook Americas Corporation	6	6	Bronze	6
Dynabook Americas Inc.	385	110	Gold	125
			Silver	129
			Bronze	131
EIZO	19	19	Silver	11
			Bronze	8
Fujitsu Limited	255	76	Gold	135
			Silver	90
			Bronze	30
GETAC	12	12	Bronze	12
Howard Technology Solutions, A Division of Howard	1	1	Bronze	1
HP	8,878	507	Gold	7,015
			Silver	1,863
Hyundai IT America Tech Corp.	6	6	Bronze	6
IGEL Technology GmbH	1	1	Bronze	1
iiyama corporation	24	6	Bronze	24
INFORLANDIA S. A.	1	1	Bronze	1
Lenovo	1,205	332	Gold	752
			Silver	447
			Bronze	6
LG Electronics	62	57	Bronze	62
Master Soft Paraguay S.R.L.	3	3	Bronze	3
Microsoft	674	24	Gold	632
			Silver	42
MMD Monitors and Displays Nederland B.V.	555	91	Gold	171
			Silver	384
Panasonic	12	9	Bronze	12
Positivo Tecnologia S.A.	37	37	Bronze	37
Samsung	2,543	265	Silver	611
			Bronze	1,932
Teknoservice S.L.	10	6	Gold	8
			Silver	2
TRANSOURCE SERVICES CORP.	6	6	Bronze	6
ViewSonic	138	69	Gold	4
			Silver	58
			Bronze	76
Zebra Technologies	5	5	Bronze	5

表 3-2-5. EPEAT「コンピュータ及びディスプレイ」の国別登録*状況

国名	登録数	国名	登録数
Australia	934	Latvia	22
Austria	210	Lithuania	22
Belgium	440	Luxembourg	22
Brazil	754	Malta	22
Bulgaria	22	Mexico	712
Canada	1,851	Netherlands	851
China	744	New Zealand	747
Colombia	3	Norway	106
Croatia	22	Paraguay	3
Czech Republic	22	Poland	1,005
Denmark	607	Portugal	911
Estonia	22	Romania	22
Finland	756	Slovakia	22
France	1,371	Slovenia	22
Germany	1,745	Spain	1,368
Greece	22	Sweden	998
Hungary	22	Switzerland	601
India	873	Taiwan	614
Italy	551	United Kingdom	1,290
Japan	721	United States	2,012

*製品が購入及び/または使用される場所

(2) 画像機器

製品タイプ別の品番数を表 3-2-6. に、登録事業者名と国別の登録状況を表 3-2-7. に示す。EPEAT の画像機器は 15 社の登録があるが、そのうち 11 社が日系事業者であり、登録(製品が購入及び/または使用されるもの)は米国が中心だが、14 カ国で登録している事業者も存在する。また、同一機種であっても登録する国により、Gold、Silver、Bronze のランクが異なるケースもある。また、登録数 4,167 のうち、Gold が 1,110 (27%)、Silver が 2,658(64%)、Bronze が 399(10%)となっている。

表 3-2-6. EPEAT「画像機器」の製品タイプ別の品番数

製品タイプ	品番数	割合
Copier	1	0%
Digital Duplicator	7	0%
Multifunction Device	1,007	62%
Printer	434	27%
Professional Imaging Product	10	1%
Scanner	163	10%

表3-2-7. EPEAT「画像機器」の事業者別の国別登録数

Manufacturer	登録数	品番数	ランク	登録国																
				豪州	ベルギー	カナダ	デンマーク	フィンランド	仏	独	印	伊	ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	スイス	英国	米国	
Brother	101	101	Silver															89		
			Bronze																12	
Canon	158	158	Gold															52		
			Silver																100	
			Bronze															6		
Epson	36	36	Silver															6		
			Bronze																30	
Fujitsu Limited	39	39	Gold															8		
			Silver																31	
HP	1814	528	Gold															130		
			Silver	365		408						294							339	
			Bronze	72		78						71							57	
Kodak Alaris	28	28	Gold															16		
			Silver																12	
Konica Minolta	221	76	Gold	61		32												61		
			Silver	14		40													13	
Kyocera	66	66	Gold															45		
			Silver																21	
Lexmark	106	53	Gold			12												12		
			Silver			41													41	
Ricoh	276	276	Gold															198		
			Silver																78	
Riso Kagaku Corporation	19	19	Gold															7		
			Silver																12	
Sharp	85	85	Gold															59		
			Silver																26	
Toshiba	59	59	Gold															53		
			Silver																5	
			Bronze																1	
Visioneer	7	7	Bronze														7			
Xerox	1152	92	Gold		33	1	33	32	33	33		1	33	33	1	33	1	33	64	
			Silver		49	86	49	50	49	49		10	49	49	81	49	81	49	49	23
			Bronze		5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5	5	5

4) 4つの持続可能性の評価基準モジュールの策定について

GECは、EPEATの基準を「気候変動の緩和」、「資源の持続可能な利用(または循環性)」、「懸念される化学物質の削減」、「企業のESGパフォーマンス」など、電子製品及びそのサプライチェーンが持続可能性に及ぼす4つの優先事項を改定するために複数年計画で検討している。これらを「モジュール式」といい、完成後はモジュール式の基準をコンピュータ及びディスプレイ、携帯電話、画像機器、サーバ、テレビ、ネットワーク機器など、EPEATのすべての製品カテゴリに適用する予定としている。GECは、モジュール式の基準策定においては、EPEATに関心を持ち、かつ重大な影響を受ける産業界、行政機関、購買者、NGO、学識経験者などすべてのステークホルダーの参加を歓迎するとしている。

図3-2-1. は基準策定プロセスのステップを示したものである。また各持続可能性の評価モジュールにおけるステークホルダーの参加に関する複数の選択肢も示す。なお、パブリックコメント等は、<https://epeat.net/announcements>にて公開される。



図3-2-1. GECの基準策定プロセスのステップ

表3-2-8. 基準策定へのステークホルダーの参加オプション

<p>「持続可能性の現状調査(案)」のパブリックコメント</p> <p>持続可能性の現状調査は、トピックに対するライフサイクルの影響、及びこれらの影響を低減するための戦略について、利用可能な科学とデータをもとに分析したものである。この研究は基準策定の基礎となるものである。パブリックコメントの受付期間は30日間となっている。</p>
<p>専門家アドホックグループ</p> <p>特定のトピックに関する専門知識を有する個人からなるマルチステークホルダーグループ。専門家アドホックグループは、持続可能性への影響に対応するための基準を検討し、ドラフトを作成するための諮問機関として機能する。専門家アドホックグループは、通常2週間毎に電話会議を行い、8～12週間の会合を想定している。</p>
<p>技術委員会</p> <p>技術委員会は、任意の合意形成機関である。技術委員会は、業界とそのサプライチェーンを動かし、持続可能性への影響において信頼でき、検証可能な削減を達成し、透明性を高めるベストプラクティスを革新し採用することを目的としている。そして、基準が「持続可能性</p>

の現状調査」で特定された優先すべき持続可能性への影響に確実に対応するように、提案された基準の利点と有効性について議論する。技術委員会は、ステークホルダーの利害のバランスをとって最大 21 名の投票権を持つメンバーと、オブザーバーで構成される。

各技術委員会は、毎月テレビ会議システムで行われ、7～12ヶ月間開催される予定としている。オブザーバーは、技術委員会の会議に出席し、技術委員会に提供される文書を受け取ることができる。自主的な合意形成プロセスの運営に豊富な経験を持つ NSF International が技術委員会の運営を行っている。

草案に対するパブリックコメント

各持続可能性の評価モジュール基準のドラフトは、2回のパブリックコメントの機会がある。基準文書のドラフトは、技術委員会への公開と同時に、パブリックコメントのために公開される。最初のパブリックコメント期間は 60 日間であり、受け取った意見に基づき、技術委員会が基準文書のドラフトに修正を加えて改定版とする。その後、改定版について 30 日間のパブリックコメントを受け付ける。

(1) 4つの持続可能性の評価モジュールの検討内容

EPEAT すべての製品カテゴリに適用される評価モジュールは4つに分かれており、評価モジュール毎の検討内容を以下に示す。

表 3-2-9. 各評価モジュールの検討内容

気候変動の緩和	持続可能な資源利用 (循環性)	企業の ESG パフォーマンス	化学物質の削減
<ul style="list-style-type: none"> 製造エネルギーの効率化と再生可能な電力調達による二酸化炭素の削減 製品のエネルギー効率 製造工程における地球温暖化係数の高い化学物質の削減 カーボンフットプリント分析、削減と透明性 	<ul style="list-style-type: none"> 製品・梱包材へのリサイクル含有量 重要鉱物・希土類元素 修理、再利用、リサイクルを考慮した設計 製品の長寿命化と修理性 責任ある EOL(End-Of-Life)マネジメント 水使用の効率性と透明性 サプライチェーンにおける製造の無駄を省く 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける労働、人権、労働者の健康と安全に関する社会的パフォーマンスと監査 責任ある鉱物調達 環境マネジメントシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に含まれる有害物質の削減 化学物質インベントリと透明性 より安全な物質を特定するための代替品評価 製造プロセス化学用品

なお、GEC は、EPEAT 製品カテゴリ全体に適用される上記の持続可能性の評価モジュールに加え、製品のエネルギー効率と「画像機器」消耗品に関する基準を、上記と同じ基準策定プロセスを適用して検討することとしている。「画像機器」の消耗品の基準は、画像機器のフットプリントに対して、消耗品(特にインクやトナーカートリッジ/容器、紙の使用)がライフサイクルで及ぼす持続可能性への影響の低減に焦点を当てており、循環型社会を可能にする画像機器のビジネス慣行と設計の観点が含まれている。

(2) 持続可能性の評価モジュールの基準策定のスケジュール³

各評価モジュールの検討スケジュールは、2023年2月20日時点では、次のとおりとなっている。

表3-2-10. 持続可能性の評価モジュールの基準策定のスケジュール

持続可能性の評価モジュール	ステークホルダー・エンゲージメント	スケジュール
気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ 技術委員会 1次基準案に関するパブリックコメント 2次基準案に関するパブリックコメント 最終基準の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月7日～5月7日 2021年6月～8月 2021年10月～2023年2月* 2021年10月6日～12月6日 2022年8月31日～9月30日 2023年3月*
持続可能な資源利用(循環性)	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ 技術委員会 1次基準案に関するパブリックコメント 2次基準案に関するパブリックコメント 最終基準の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年9月13日～10月13日 2021年12月～2022年4月 2022年5月～2023年9月* 2022年5月18日～7月18日 2023年5月/6月* 2023年未定*
化学物質の削減	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ 技術委員会 1次基準案に関するパブリックコメント 2次基準案に関するパブリックコメント 最終基準の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年11月10日～2022年1月7日 2022年3月～6月 2022年7月～2023年5月* 2022年7月13日～9月12日 2023年3月/4月* 2023年9月*
企業の ESG パフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ 技術委員会 1次基準案に関するパブリックコメント 2次基準案に関するパブリックコメント 最終基準の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年3月14日～5月14日 2022年7月～9月 2022年10月～2023年8月* 2022年11月10日～1月9日 2023年5月/6月* 2023年9月*
製品別基準 「画像機器」消耗品	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ 技術委員会 1次基準案に関するパブリックコメント 2次基準案に関するパブリックコメント 最終基準の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年8月18日～10月18日 2022年12月～2023年3月* 2023年3月～8月* 2023年3月/4月* 2023年7月* 2023年9月*
製品別基準 製品エネルギー効率**	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の現状調査に関するパブリックコメント 専門家アドホックグループ <p>ステークホルダーとの協議の結果、GECは現時点では製品のエネルギー効率に関する追加基準を追求しないことを決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和を参照

*プロセス要件及び基準の数/複雑性に基づく予想される時間枠

** 基準は、気候変動緩和モジュールの製品エネルギー効率基準に追加される。

***製品エネルギー効率は、気候変動緩和研究において扱われる。

³ <https://globalelectronicscouncil.org/wp-content/uploads/GEC-Criteria-Modules-by-Sustainability-Impacts-Overview-rev9-20FEB2023.pdf>

(3) EPEAT に持続可能性の評価モジュールを導入するスケジュール

移行計画と導入スケジュールは、以下のとおり 2023 年 2 月 20 日に公開⁴されている。

①すべての改定基準の実施スケジュール

改定された EPEAT 基準への移行までの日付を以下に示す。移行スケジュールは、最終的なものであり、今後調整されることはないとしている。最終的な基準は、2023 年 9 月に発行される見込みであり、参加メーカーはこの時点からすべての登録製品についてレジストリのバックエンドにアクセスできるようになる予定である。そして、2023 年 9 月から 2024 年 9 月までの 1 年間の間で、認証機関と参加製造事業者は、改定された基準に対する文書審査を含む必要な適合性保証活動に共同で取り組むことになる。

その後、2025 年 4 月 1 日に公開される EPEAT レジストリでは、すべての持続可能性の影響分野における改定された基準を満たした製品が公開される予定である。2025 年 4 月 1 日までは新しい製品を旧基準で登録することができるが、2025 年 12 月 31 日までにすべてのアクティブな製品が改定された基準を満たさなければならない。この日を過ぎると、旧基準で登録された製品はアーカイブ化されることとなっている。

表 3-2-11. 改定基準の移行スケジュール

すべての更新基準への移行に関する最終スケジュール	
2023 年 9 月 30 日	(1)最終基準の公表予定日 (各基準は個別の公表日に公開される予定)
2024 年 9 月 30 日*	(2)メーカーはレジストリの新しいバックエンドにアクセス可能となる
2025 年 4 月 1 日*	(3)すべての影響分野の更新された基準を満たす製品が EPEAT レジストリに登録され、一般に公開される (旧基準で新製品を登録できる期限)
2025 年 12 月 31 日*	(4)旧基準に該当する製品は、この日以降にアーカイブとなる

*変更されない確定日付を示す

②「気候変動の緩和」基準の早期導入について

気候変動アーリーアダプターステータスは、2025 年に改定される基準への移行が終了するまでに対応を完了した製品に付与されるステータスで、気候変動への影響削減をより促進する製品を求める購入者や政策立案者の要求に積極的に対応する機会を参加メーカーに提供するものである。アーリーアダプターステータスにより、EPEAT は気候変動への影響をさらに削減する EPEAT 登録製品に対するこれらのステークホルダーの要求に応えることができ、また先陣を切ったブランドに対する評価も提供することができるようになる。このため、EPEAT 登録ユーザーは、アーリーアダプターステータスを取得した製品を検索・フィルタリングできるようになり、これらの製品を購入者が容易に確認できるようになる。そのスケジュールを次に示す。

⁴ <https://globalelectronicscouncil.org/wp-content/uploads/EPEAT-Implementation-Plan-Final.pdf>

表 3-2-12. 気候変動アーリーアダプタステータスのスケジュール

気候変動アーリーアダプタステータス主要なスケジュール	
2023年3月30日	(1)気候変動緩和策の基準公表予定日
2023年4月30日	(2)トレーニングとリソースが利用可能、メーカーは CAB との正式な協力関係を開始できる
2023年7月1日	(3) メーカーは、気候変動緩和基準のためのレジストリの新しいバックエンドにアクセス可能となる
2023年9月30日	(4)EPEAT レジストリに「アーリーアダプタステータス」が表示される
2025年3月30日	「アーリーアダプタステータス」取得のための最終日
2025年4月1日	(5) すべての影響分野の更新された基準を満たす製品が EPEAT レジストリに掲載される(一般公開)

5) 「持続可能な資源利用(循環性)」基準(案)と日本・グリーン購入法やエコマーク基準の整合状況

4つの持続可能性の評価モジュールのうち、本調査では2022年5月4日に公開された「持続可能な資源利用(循環性)」の1次基準案について、日本・グリーン購入法やエコマーク基準の整合状況を下表3-2-13. に調査した。なお、相違点はEPEATの日系事業者が多く登録している「画像機器」に焦点をあて、グリーン購入法の特定調達品目「コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機」及びエコマーク商品類型No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Ver1.5」認定基準と比較・考察を行った。

表 3-2-13. EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」基準と日本・グリーン購入法、エコマーク基準の整合状況

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>1.1 適用範囲 EPEATは、これらの基準を製品カテゴリに適用し、メーカーが持続可能な資源の利用と循環を促進する製品を設計するためのインセンティブを提供し、購入者が持続可能な製品を識別できるようにする。EPEATの方針と手続きは、EPEATプログラム内でのこれらの基準の実施を規定するものである。</p>	—
<p>5.0 持続可能な資源利用 5.1 材料選定 5.1.1 必須・ポストコンシューマ再生プラスチック含有量の開示 製造者は、製品に含まれるポストコンシューマ再生プラスチックに由来するプラスチックの最低割合(重量比)を開示するものとする。25g以上のプラスチック部品は、計算に含まれるものとする。製造者は、25g未満のプラスチック部品を計算に含めることを選択することができる。この開示は、EPEATレジストリに登録されるものとする。製造者は、この基準において、プラスチックの再生材含有率をゼロと示すことができる。最低含有率は、製品に含まれるポストコンシューマ再生樹脂の最低重量(分子)を、製品に含まれるプラスチックの総重量(分母)</p>	<p>現行のEPEAT「画像機器」基準(以下現行EPEAT基準)4.2.1.1でも必須基準として、規定されている内容である。 EM基準4-1-1.(1)の「製品設計チェックリスト」では、B12「使用する総プラスチックに対するポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの使用割合(wt%)または</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性																				
<p>で割った値として計算される。分子には、樹脂に含まれるポストコンシューマ再生材料の重量のみを含めるものとする。ただし、添加物や充填物が再生材料から得られたものである場合は、この限りではない。</p> <p>除外 プリント基板、ラベル、ケーブル・電線、コネクタ、プリント基板用電子部品、光学部品、静電気放電(ESD)部品、電磁波障害(EMI)部品、ファン、モータ、植物由来材料のいずれかを計算から除外することが可能。電源コードはケーブルとみなす。製造者は、除外項目を除き、25g以上の個々のプラスチック部品を含む製品が販売されていない場合には、「非該当」と表示することができる。</p>	<p>再使用プラスチック部品、もしくはその組み合わせを、製品情報またはデータシートなどで情報提供しているか。」をMUST(必須)項目として設定しており、一致している。 G法では本項の設定はない。</p>																				
<p>5.1.2 必須-再生金属含有量の開示 製造者は、製品に含まれる再生金属の使用に由来するアルミニウム、マグネシウム、スチールの元素の最低含有率(重量比)を開示すること。開示には、3種類の金属それぞれの再生含有率を含むものとする。この開示はEPEATレジストリに登録されるものとする。製造者は、この基準において、アルミニウム、マグネシウム、スチールのリサイクル含有量をゼロと表示することができる。</p> <p>アルミニウム、マグネシウム、スチールについては、金属毎に、製品に含まれる金属の再生資源の最低重量(分子)を製品に含まれる金属の総重量(分母)で割ったものを最低割合として算出すること。分子に含まれるのは再生材の重量のみとする。</p> <p>除外 プリント基板、ラベル、ケーブル、コネクタ、プリント基板用電子部品、光学部品、ESD部品、EMI部品、電池、ACアダプタ、ファン、ネジは計算から除外することができる。 アルミニウム、マグネシウム、スチールの合計重量が25gに満たない製品については、製造者はこの基準に対して「非該当」と表示することができる。</p>	<p>現行EPEAT基準では設定されていない。 EM基準、G法ともに設定はない。</p>																				
<p>5.1.3 必須-ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有 製造者は、製品の総重量をキログラム単位で開示すること。重量が500kg以下の製品は、表5.1.3に定義されたポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比)を平均で含んでいなければならない。500kgを超える製品は、少なくとも250gの再生プラスチック含有量(重量比)を含むこと。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1.3</p> <table border="1" data-bbox="204 1630 1027 1980"> <thead> <tr> <th>製品タイプ</th> <th>ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デスクトップ</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一体型デスクトップパソコン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>シンククライアント</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ワークステーション</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ディスプレイ</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>タブレット/スレート</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>画像機器</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	製品タイプ	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比)	デスクトップ	10	一体型デスクトップパソコン	15	シンククライアント	10	ワークステーション	15	ディスプレイ	15	ノートパソコン	2	タブレット/スレート	2	携帯電話	5	画像機器	2	<p>現行EPEAT基準4.2.1.2項では必須基準として、5g以上の使用が規定されている。 EM基準では、4-1-1.(4)で「少なくとも25gを超える部品の一つが再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していること。」としている。また2023年1月以降に新規申込を行う機器については、「5g以上のポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックまたは再使用プラスチック部品を使用すること。」、「2025年1</p>
製品タイプ	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比)																				
デスクトップ	10																				
一体型デスクトップパソコン	15																				
シンククライアント	10																				
ワークステーション	15																				
ディスプレイ	15																				
ノートパソコン	2																				
タブレット/スレート	2																				
携帯電話	5																				
画像機器	2																				

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)		相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性																																							
サーバ	2	以降に新規申込を行う機器については、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックまたは再使用プラスチック部品を全プラスチック(プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品および光学部品は除く)中に合計1%以上使用すること。」としているが、5.1.3項の2%以上の必須基準はこれを超えるものであり、EPEATの基準案の方が厳しい。 G法では、判断の基準として「④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。」となっており、EPEATの基準案の方が厳しい。																																							
ネットワーク機器	2																																								
テレビ	2																																								
<p>本基準に記載された情報は、EPEATレジストリに登録されるものとする。</p> <p>最低割合は、製品に含まれるポストコンシューマ再生樹脂の最低重量(分子)を、製品に含まれるプラスチックの総重量(分母)で割った値として算出すること。分子には、樹脂に含まれるポストコンシューマ材料の重量のみを含めるものとする。ただし、添加物や充填物が再生材料に由来する場合は、この限りではない。25g以上のプラスチック部品は、計算に含まれるものとする。製造者は、25g未満のプラスチック部品を計算に含めることを選択できる。</p> <p>除外</p> <p>プリント基板、ラベル、ケーブル・電線、コネクタ、プリント基板電子部品、光学部品、ESD部品、EMI部品、ファン、モータ、及び植物由来含有物のいずれかを計算から除外することができる。電源コードはケーブルとみなす。</p> <p>製造者は、除外項目を除き、25g以上の個々のプラスチック部品を含む製品構成が販売されていない場合には、「非該当」と表示することができる。</p>																																									
<p>5.1.4 オプション ポストコンシューマ再生プラスチックのより高い含有</p> <p>重量が500kg以下の製品は、表5.1.4に定義するポストコンシューマ再生プラスチック最低含有率(重量比)を平均で含んでいなければならない。500kgを超える製品は、1ポイントの場合は500g、2ポイントの場合は1000gの再生プラスチック(重量比)を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1.4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製品タイプ</th> <th>ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (1ポイント)</th> <th>ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (2ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>デスクトップ</td><td>35</td><td>45</td></tr> <tr><td>一体型デスクトップパソコン</td><td>40</td><td>50</td></tr> <tr><td>シンククライアント</td><td>35</td><td>45</td></tr> <tr><td>ワークステーション</td><td>35</td><td>45</td></tr> <tr><td>ディスプレイ</td><td>50</td><td>60</td></tr> <tr><td>ノートパソコン</td><td>10</td><td>20</td></tr> <tr><td>タブレット/スレート</td><td>5</td><td>15</td></tr> <tr><td>携帯電話</td><td>25</td><td>35</td></tr> <tr><td>画像機器</td><td>10</td><td>25</td></tr> <tr><td>サーバ</td><td>10</td><td>25</td></tr> <tr><td>ネットワーク機器</td><td>10</td><td>20</td></tr> <tr><td>テレビ</td><td>5</td><td>25</td></tr> </tbody> </table>		製品タイプ	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (1ポイント)	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (2ポイント)	デスクトップ	35	45	一体型デスクトップパソコン	40	50	シンククライアント	35	45	ワークステーション	35	45	ディスプレイ	50	60	ノートパソコン	10	20	タブレット/スレート	5	15	携帯電話	25	35	画像機器	10	25	サーバ	10	25	ネットワーク機器	10	20	テレビ	5	25	<p>5.1.3項と同じ。</p> <p>現行EPEAT基準4.2.1.3項ではオプション基準としてポストコンシューマ再生材料の使用を5~10%含むこと、同様に4.2.1.4項でもオプション基準として25%以上の使用が規定されており、概ね現行基準を踏襲した内容となっている。</p> <p>オプション基準のため、ポストコンシューマ再生プラスチックが10%以上で1p、25%以上で2pと厳しい基準設定となっている。なお、EPEATの基準案では、ポストコンシューマ再生プラスチックの含有率の基準値はPCの方が画像機器より、高く設定されている。</p>
製品タイプ	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (1ポイント)	ポストコンシューマ再生プラスチックの最低含有率(重量比) (2ポイント)																																							
デスクトップ	35	45																																							
一体型デスクトップパソコン	40	50																																							
シンククライアント	35	45																																							
ワークステーション	35	45																																							
ディスプレイ	50	60																																							
ノートパソコン	10	20																																							
タブレット/スレート	5	15																																							
携帯電話	25	35																																							
画像機器	10	25																																							
サーバ	10	25																																							
ネットワーク機器	10	20																																							
テレビ	5	25																																							

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性																					
<p>最低割合は、製品に含まれるポストコンシューマ再生樹脂の最低重量(分子)を、製品に含まれるプラスチックの総重量(分母)で割った値として算出すること。分子には、樹脂に含まれるポストコンシューマ材料の重量のみを含めるものとする。ただし、添加物や充填物が再生材料に由来する場合は、この限りではない。25g以上のプラスチック部品は計算に含まれるものとする。製造者は、25g未満のプラスチック部品を計算に含めることを選択できる。</p> <p>除外 プリント基板、ラベル、ケーブル、コネクタ、プリント基板用電子部品、光学部品、ESD部品、EMI部品、ファン、モーター、植物由来含有物のいずれかを計算から除外することができる。電源コードはケーブルとみなす。製造者は、除外項目を除き、25g以上の個々のプラスチック部品を含む製品構成が販売されていない場合には、「非該当」と表示することができる。</p>																						
<p>5.1.5 オプション再生金属の含有 製品は、表 5.1.5 に定めるアルミニウム、マグネシウム、またはスチールの再生材料の最低含有率(重量比)を含んでいること。</p> <p>オプション A</p> <p style="text-align: center;">表 5.1.5</p> <table border="1" data-bbox="204 1077 1027 1267"> <thead> <tr> <th>金属種類</th> <th>それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)</th> <th>授与ポイント数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>≥ 5%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>マグネシウム、またはアルミニウム</td> <td>≥ 25%</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>オプション B</p> <p style="text-align: center;">表 5.1.5</p> <table border="1" data-bbox="204 1368 1027 1653"> <thead> <tr> <th>金属種類</th> <th>それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)</th> <th>授与ポイント数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>≥ 5%</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>マグネシウム</td> <td>≥ 75%</td> </tr> <tr> <td>CNC加工されたアルミニウム</td> <td>≥ 75%</td> </tr> <tr> <td>プレス加工されたアルミニウム</td> <td>≥ 25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>除外 プリント基板、ラベル、ケーブル、コネクタ、プリント基板用電子部品、光学部品、ESD部品、EMI部品、電池、ACアダプタ、ファン、ネジは計算から除外することができる。アルミニウム、マグネシウム、スチールの合計重量が 25g 未満の製品の場合には、メーカーはこの基準に対して「非該当」と表示することができる。</p>	金属種類	それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)	授与ポイント数	スチール	≥ 5%	1	マグネシウム、またはアルミニウム	≥ 25%	1	金属種類	それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)	授与ポイント数	スチール	≥ 5%	1	マグネシウム	≥ 75%	CNC加工されたアルミニウム	≥ 75%	プレス加工されたアルミニウム	≥ 25%	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM No.155 基準や G 法では設定なし。 ただし、EM No.119 「PC」基準では、4-1-1.(1)「製品設計チェックリスト」で、選択項目(3)として「機器には、再使用部品または再生マグネシウム合金部品を使用しているか」としているが、数値は設定されていない。 また G 法「電子計算機」では、「配慮事項」として「⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。」となっているが、必須基準とはなっていない。</p>
金属種類	それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)	授与ポイント数																				
スチール	≥ 5%	1																				
マグネシウム、またはアルミニウム	≥ 25%	1																				
金属種類	それぞれの金属のプレコンシューマ及びポストコンシューマを含めた最低含有率(重量比)	授与ポイント数																				
スチール	≥ 5%	1																				
マグネシウム	≥ 75%																					
CNC加工されたアルミニウム	≥ 75%																					
プレス加工されたアルミニウム	≥ 25%																					
<p>5.2 重要鉱物及びレアアース元素 5.2.1 オプション含有している重要鉱物の開示 製造者は、少なくとも電池、磁石、LCD、LED、マイクロフォ</p>	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準では、「5. 配</p>																					

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性						
<p>ン/スピーカーに使用されている付属書 B の重要鉱物の含有量を開示すること。表 5.2.1 に従ってポイントを付与する。開示は、貴金属または重要鉱物の種類、製品中の位置、及び鉱物の質量範囲を含まなければならない。開示は EPEAT レジストリで提供されるものとし、製造者のウェブサイトで提供される場合もある。</p> <p style="text-align: center;">表 5.2.1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>AnnexB の対象物質の数</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>	AnnexB の対象物質の数	ポイント	4	1	8	2	<p>慮事項」として「(2)機器に含まれる希少金属類(ネオジウム、ジスプロシウム、コバルト、タングステン、タンタル)のリサイクルを容易にするために、希少金属類が多く含まれる部品を特定し、その結果を再生事業者(リサイクラー)に提供できる体制(情報提供、部品の識別容易性等)にあることが望ましい。具体的には、特に希少金属類を多く含む部品として下表 13 を確認すること。」としている。 G 法では本項に関する規定はない。</p>
AnnexB の対象物質の数	ポイント						
4	1						
8	2						
<p>5.2.2 必須-ハードディスクドライブに使用される再生希土類磁性材料</p> <p>登録製品で、ハードディスクドライブに含まれる重さ 5g 以上の希土類元素磁石は、製品に含まれる磁石の希土類元素の総重量に対する再生希土類元素の重量比率として計算される重要鉱物(ネオジウム、ジスプロシウム、テルビウム、サマリウムコバルトなど)の再生含有量が 5% でなければならない。</p> <p>磁石の直接再利用は、再生材の使用に代わる許容可能で好ましい選択肢である。製造者は、少なくとも 5g の磁石を直接再利用する場合、この基準への適合を主張することができる。</p> <p>製品にこれらの重要な希土類元素を含むハードディスクドライブ用磁石が含まれていない場合には、「非該当」と表示することができる。</p>	<p>5.2.1 項のとおりだが、希土類磁性材料の再生含有率を規定する基準は、EM 基準、G 法ともに設定していない。</p>						
<p>5.2.3 オプション-より厳しい製品に含まれる希土類磁性材料のポストコンシューマ材料</p> <p>希土類磁石を含む製品は、磁石内の重要鉱物(ネオジウム、ジスプロシウム、テルビウム、サマリウムコバルトなど)について、表 5.2.3 に示すポストコンシューマ再生材料の閾値を満たすこと。</p> <p>例えば、家電製品のモータ、アクチュエータ・ボイスコイル・スピンドル磁石付きハードディスク等に使用される磁石に含まれるネオジウム、ジスプロシウム、テルビウム、サマリウムコバルトは、表 5.2.3 に従って、製品中の磁石の総重量に対する希土類元素の重量比として計算した、重要な希土類磁石材料(例えば、ネオジウム、ジスプロシウム、テルビウム、サマリウムコバルト)のポストコンシューマ材料の含有量に基づくものであること。</p> <p>磁石の直接再利用は、再生材の使用に対する許容範囲であり、好ましい代替案である。製造者は、磁石の直接再利用について、本基準への適合を主張することができる。</p> <p>製品がこれらの重要な希土類元素を含む磁石を含んでいない場</p>	<p>5.2.2 項と同じ。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>						

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性															
<p>合には、「非該当」と表示することができる。</p> <table border="1" data-bbox="204 353 1027 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 353 746 524">表 5.2.3 磁石に含まれるリサイクル素材や希土類元素の使用、または磁石の直接再利用製品に含まれる重要鉱物及び希土類元素のポストコンシューマ材割合(重量比)</th> <th data-bbox="746 353 1027 524">オプションポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 524 746 584">1-5% (基準 5.2.2 に含まれる HDD は除く)</td> <td data-bbox="746 524 1027 584">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 584 746 613">>5-15%</td> <td data-bbox="746 584 1027 613">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 613 746 642">>15-40%</td> <td data-bbox="746 613 1027 642">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 642 746 712">磁石の直接再利用</td> <td data-bbox="746 642 1027 712">3</td> </tr> </tbody> </table>	表 5.2.3 磁石に含まれるリサイクル素材や希土類元素の使用、または磁石の直接再利用製品に含まれる重要鉱物及び希土類元素のポストコンシューマ材割合(重量比)	オプションポイント	1-5% (基準 5.2.2 に含まれる HDD は除く)	1	>5-15%	2	>15-40%	3	磁石の直接再利用	3						
表 5.2.3 磁石に含まれるリサイクル素材や希土類元素の使用、または磁石の直接再利用製品に含まれる重要鉱物及び希土類元素のポストコンシューマ材割合(重量比)	オプションポイント															
1-5% (基準 5.2.2 に含まれる HDD は除く)	1															
>5-15%	2															
>15-40%	3															
磁石の直接再利用	3															
<p>5.2.4 オプション リチウムイオン電池に含まれるポストコンシューマ再生金属及び/またコバルトの排除</p> <p>リチウムイオン電池を含む登録製品は、表 5.2.4 に示すポストコンシューマ再生材料の基準値を満たすこと。電池中の各金属の総質量に対する各金属のポストコンシューマ材料の質量の比率を計算すること。</p> <p>コバルトの使用を排除することは、再生材の使用に対する許容可能かつ好ましい代替案である。製造者はコバルトの使用を排除することで、この基準への適合を主張することができる。これらの金属を含むリチウムイオン電池を搭載していない製品については、「非該当」と表示することができる。</p> <p>表 5.2.4 電池に使用される再生金属もしくはコバルトの排除</p> <table border="1" data-bbox="204 1189 1027 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1189 480 1256">重要鉱物</th> <th data-bbox="480 1189 751 1256">ポストコンシューマ割合(重量比)</th> <th data-bbox="751 1189 1027 1256">オプションポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1256 480 1285">コバルト</td> <td data-bbox="480 1256 751 1285">10%</td> <td data-bbox="751 1256 1027 1285">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1285 480 1314">コバルトの排除</td> <td data-bbox="480 1285 751 1314">非該当</td> <td data-bbox="751 1285 1027 1314">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1314 480 1344">リチウム</td> <td data-bbox="480 1314 751 1344">5%</td> <td data-bbox="751 1314 1027 1344">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1344 480 1384">ニッケル</td> <td data-bbox="480 1344 751 1384">5%</td> <td data-bbox="751 1344 1027 1384">1</td> </tr> </tbody> </table>	重要鉱物	ポストコンシューマ割合(重量比)	オプションポイント	コバルト	10%	1	コバルトの排除	非該当	2	リチウム	5%	1	ニッケル	5%	1	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>
重要鉱物	ポストコンシューマ割合(重量比)	オプションポイント														
コバルト	10%	1														
コバルトの排除	非該当	2														
リチウム	5%	1														
ニッケル	5%	1														
<p>5.3 製品の長寿命化</p> <p>5.3.1 必須 ファームウェア及びシステムソフトウェアのアップデート</p> <p>製品のファームウェア及びシステムソフトウェアは、製品の長寿命化、拡張、セキュリティ、及び安全性を有効にするために更新可能であること。システムソフトウェア及びファームウェアの更新は、製品が登録された時点から表 5.3.1 に規定する期間まで利用可能でなければならない。製造者は、製品のシステムソフトウェアまたはファームウェアの更新に必要なすべてのソフトウェアツール及び/またはその他の仕組みを、製造者のウェブサイト上で一般に公開するものとする。また、表 5.3.1 に定める期間、製品の継続的な機能性、セキュリティ及び安全性に必要なパッチ、アップデートまたは修正プログラムを製造者のウェブサイト上で一般に公開すること。システムソフトウェア及びファームウェアが利用可能な期間は、製造事業者のウェブサイト上で明確に示されるものとする。</p> <p>第三者が開発したソフトウェアツールは、以下の条件で、この</p>	<p>現行 EPEAT 基準では、4.4.2.1 項で製品のアップグレード性がオプション基準として設定されている。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>															

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性																		
<p>要件を満たすために利用することができる。</p> <p>1.そのソフトウェアツールが一般に入手可能であること。</p> <p>2.製造者は、ツール、アクセス方法、及びその使用に関する情報を一般に公開していること。</p> <p>製造者は、第三者がこの基準の情報を入手するために、登録やアカウントを持つことを要求してはならない。</p> <p>製造者は本基準に記載されたツール及び情報を公開しているウェブサイトの URL を EPEAT レジストリに登録すること。</p> <p>表 5.3.1 製品カテゴリ別のシステムソフトウェア及びファームウェアのアップデート可能期間</p> <table border="1" data-bbox="236 696 997 990"> <thead> <tr> <th>製品</th> <th>製造後のアップデート可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンピュータ</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ディスプレイ</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>タブレット/スレート</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>画像機器</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク機器</td> <td>SNE-2, LNE-5</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	製品	製造後のアップデート可能期間	コンピュータ	3	ディスプレイ	8	タブレット/スレート	5	画像機器	7	携帯電話	5	ネットワーク機器	SNE-2, LNE-5	サーバ	8	テレビ	8	
製品	製造後のアップデート可能期間																		
コンピュータ	3																		
ディスプレイ	8																		
タブレット/スレート	5																		
画像機器	7																		
携帯電話	5																		
ネットワーク機器	SNE-2, LNE-5																		
サーバ	8																		
テレビ	8																		
<p>5.3.2 必須 ノートパソコン及びタブレットの耐久性</p> <p>製造事業者は、ノートブック及びタブレット製品について、以下の規格に基づき試験を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IEC 60068 Part2-31:Ec(自由落下、手順1)、または - MIL-STD-810H-方法 516.8-衝撃(手順IV) <p>ノートパソコンまたはタブレットを 45cm の高さから、ゆがみのない面に落下させること。最低でも各底面及び各底角から1回ずつ落下させなければならない。製造者は、MIL-STD-810H に準拠した非屈曲面を選択することができる。</p> <p>試験対象機器は、落下試験にさらされた後、コンピュータ、モニター、タブレット、スマートフォンに関する EU グリーン公共調達(GPP)基準の付属書 II(2021年3月5日)に規定された機能性能要件を満たしていなければならない。</p> <p>またはデバイスは、カバーや保護ケースを用いて同じ堅牢性基準を満たすように設計されていることを約束するか、試験することでもよい。ただし、それらのカバーと保護ケースは提供されなければならない(複数可)。</p> <p>テストレポートは、以下のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ISO/IEC 17025 の認定試験所で、その試験所の認定範囲がデータを供給する規格または試験方法を含むもの、または - ISO/IEC 17065 に認定された認証機関により試験の立会または監督が行われている試験所。製造者は、試験所が立会試験プログラムに登録されている証拠、及び ISO/IEC 17065 に認定された認証機関がその認定範囲にその試験方法を有している証拠を提出しなければならない。 <p>この基準は、ノートパソコンとタブレット端末にのみ適用される。</p>	<p>ノートパソコン、タブレットの基準項目のため、画像機器は適用外。</p>																		
<p>5.3.3 必須 ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の長寿命</p>	<p>ノートパソコン、タブレ</p>																		

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>充電式電池 ノートパソコン、タブレット、携帯電話には、長寿命充電式電池を搭載すること。 長寿命充電式電池とは、試験した電池の状態が300サイクル後に80%以上である充電式電池のことである。電池セルまたはパックの試験は、IEC 61960-3:2017に準拠して実施すること。 電池セルまたはパックの放電には、0.2E～0.5Eの一定放電電力を使用してもよい。電池の性能を示すためにセルレベルの試験報告書を使用する場合は、電池パックがこの基準で要求される性能を確実に発揮するために、電池セルがどのように等級付けされ、組み立てられたかを示す情報も提供されなければならない。 テストレポートは、以下のいずれかであること。 - ISO/IEC 17025 の認定試験所で、その試験所の認定範囲がデータを供給する規格または試験方法を含むもの、または - ISO/IEC 17065 に認定された認証機関により試験の立会または監督が行われている試験所。製造者は、試験所が立会試験プログラムに登録されている証拠、及び ISO/IEC 17065 に認定された認証機関がその認定範囲にその試験方法を有している証拠を提出しなければならない。 この基準は、ノートパソコン、タブレット、携帯電話のみに適用される。</p>	<p>ットの基準項目のため、画像機器は適用外。</p>
<p>5.3.4 オプションノートパソコン、タブレット及び携帯電話のより長寿命な充電式電池 ノートパソコン、タブレット、携帯電話には、より長寿命の充電式バッテリーを搭載していること。 より長寿命な充電式電池とは、試験された電池で、300サイクル後に90%以上あるいは500サイクル後に80%以上の健全性(State of Health)を有するものである。電池セルまたは電池パックの試験は、IEC 61960-3:2017に準拠して実施される。電池セルまたはパックの放電には、0.2E～0.5Eの一定放電電力を使用してもよい。電池の性能を実証するためにセルレベルの試験報告書を使用する場合は、電池がどのように動作しているかを実証するための情報も提供する必要がある。 テストレポートは、以下のいずれかであること。 - ISO/IEC 17025 に認定試験所で、その試験所の認定範囲にデータを供給する規格または試験方法が含まれる場合、または - ISO/IEC 17065 に認定された認証機関による試験の立会または監督を受ける試験所。製造者は、試験所が立会試験プログラムに登録されている証拠、及び ISO/IEC 17065 に認定された認証機関がその認定範囲にその試験方法を有しているという証拠を提出しなければならない。 この基準は、ノートパソコン、タブレット、携帯電話のみに適用される。</p>	<p>ノートパソコン、タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。</p>
<p>5.3.5 必須ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の電池ソフトウェア <u>パートA-ノートパソコンに適用</u> プラインストールソフトウェアを有するノートパソコンは、グ</p>	<p>ノートパソコン、タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>リッド運用においてコンピュータを計画的に使用する場合、電池の充電状態(SoC)の制限を可能とすること(例：値$\leq 80\%$SoC)</p> <p><u>パート B-ノートパソコン、タブレット及び携帯電話に適用</u></p> <p>ノートパソコン、タブレット及び携帯電話には、電池／蓄電器の状態を判断・監視し、電池または蓄電器の健康状態と充電状態、及び電池／蓄電器から既に行われた満充電サイクル数を読み取り、ユーザー向けにこれらのデータを表示できるソフトウェアをプリインストールすること。また、電池の寿命を最大限に延ばすためのヒントがユーザーに提供されなければならない。</p> <p>本基準のパート A はノートパソコンにのみ適用される。パート B は、ノートパソコン、タブレット、携帯電話に適用される。</p>	
<p>5.3.6 <u>オプション</u>-<u>タブレット及び携帯電話の電池ソフトウェア</u></p> <p>タブレットと携帯電話は、ユーザーの通常の充電習慣／パターンを識別し、100%に達する前に充電プロセスを停止し(例えば、80%で停止)、ユーザーが必要とするときにのみ機器を完全に充電することができるインテリジェント充電ソフトウェアを含むプリインストールされたバッテリー管理システムを備えていること。</p> <p>この基準はタブレットと携帯電話のみに適用される。</p>	<p>タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。</p>
<p>5.3.7 <u>必須</u>-<u>コンピュータ、タブレット及び携帯電話構成部品の再利用可能性及び相互運用性</u></p> <p>コンピュータ(一体型デスクトップ、ワークステーション、ノートパソコン)、タブレット、携帯電話は、IEC62680-1-3:2021に従って、USB2.0と下位互換性のあるデータ交換用の標準的なUSB Type-C レセプタクルポートを最低1つ含まなければならない。製品にUSB Type-C レセプタクルが内蔵されていない場合は、追加費用なしでアダプタを注文できるようにしなければならない。</p> <p>この基準は、コンピュータ、タブレット、携帯電話のみに適用される。</p>	<p>PC、タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。</p>
<p>5.4 <u>修理、リユース、リサイクルのための設計</u></p> <p>5.4.1 <u>必須</u>-<u>修理、リユース、リサイクルのための設計</u></p> <p>安全規制、安全基準への適合、安全認証の一部として要求される場合を除き、修理、再使用の準備、リサイクル、安全な取り扱いを容易にするために、以下の機能を有する設計とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部筐体は、手または一般に入手可能な工具で取り外し可能であること。 2. 製品に存在する場合、付属書 C で特定される構成部品は、その構成部品または装置内の他の構成部品を損傷することなく、手または一般に入手可能な工具で取り外し可能でなければならない。 3. 一次電力を供給する充電式電池は、装置内の部品または他の部品を損傷することなく、手または一般に入手可能な工具で取り外し及び交換が可能でなければならない。 <p>安全規制、安全基準、または安全証明の一部として、上記の特徴の1つ以上が製品設計から省かれた場合、省かれたことを裏</p>	<p>現行 EPEAT 基準では、4.3.1.1～4.3.1.2 項で設定されている。</p> <p>EM 基準では、4-1-1.(1)「製品設計チェックリスト」で、A4 の MUST 項目として「リサイクルのための分解は一般的な工具だけでできるか。」、B11 の MUST 項目として「二次電池は、種類を示す識別表示を行っているか。」(※電池の取り外しは A4 に含まれる)としており、一致している。</p> <p>G 法では設定はない。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性														
<p>付ける追加の書類を提供しなければならない。 画像機器の消耗品は本項を適用しない。</p>															
<p>5.4.2 必須 リサイクルのためのプラスチック部品に関する設計 表 5.4.2 の重量の閾値を満たす個々のプラスチック部品は、以下を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ECMA-341「ICT&CE 製品の環境設計に関する考察」第4版/2010年12月の付属書Cに従い、「適合」または「制限付き適合」の材料タイプに分離できるように、手または一般に入手可能な工具で分離可能であること。 <ol style="list-style-type: none"> a 複数の樹脂から構成され、1つ以上の樹脂が ECMA-341 Environmental Design Considerations for ICT & CE Products, 4th Edition / December 2010 の AnnexC に従って「良好な互換性」または「限られた互換性」を判断できない場合、製造者はそのプラスチック部品がそれでもリサイクルできることを証明しなければならない(例：リサイクル業者からのレターなど)。 b 接着剤、コーティング剤、塗料、または仕上げ剤を適用する場合、製造業者は以下のどちらかを提供しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> i ASTM D256 または ISO180 で測定した、接着剤、コーティング剤、塗料、または仕上げ剤を使用しないオリジナルプラスチックから作られた試験サンプルと、接着剤、コーティング剤、塗料、または仕上げ剤を使用したプラスチックから作られた試験サンプルの室温でのノッチ付きアイゾット衝撃が 25%以上減少しないことを示す試験結果、または ISO179 で測定した同じ試験サンプルのシャルピー衝撃のどちらかが減少していないこと、あるいは、 ii リサイクルしてもプラスチックの物理的特性に大きな影響がないことを結論づけたピアレビューされた文献 	<p>現行 EPEAT 基準では、4.3.2.1～4.3.2.2 項で設定されている。 EM 基準では、4-1-1.(1)「製品設計チェックリスト」で A1 の MUST 項目として、「相互に適合性を有さない材料でできたアッセンブリー同士は分離可能か、または分離補助部付きで結合されているか。」、A4 の MUST 項目として「リサイクルのための分解は一般的な工具だけでできるか。」、B1 の MUST 項目として「プラスチック製筐体部品に貼付されるラベルなどは、分離が容易でない場合、それらが貼り付けられる部分と同一の材質であるか、もしくはリサイクルを妨げない素材であるか。」としており、内容は一致している。ただし、b 項については、EM 基準では、ここまで詳細な内容は規定していない。 G 法では設定はない。</p>														
<p>表 5.4.2 製品カテゴリ毎のプラスチック構成部品部品の重量基準値</p>															
<table border="1" data-bbox="244 1417 968 1646"> <thead> <tr> <th>製品カテゴリ</th> <th>重量基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンピュータ及びディスプレイ</td> <td>≧ 25g</td> </tr> <tr> <td>画像機器</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>≧ 25g</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク機器</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>≧ 25g</td> </tr> </tbody> </table>	製品カテゴリ	重量基準	コンピュータ及びディスプレイ	≧ 25g	画像機器	≧ 100g	携帯電話	≧ 25g	ネットワーク機器	≧ 100g	サーバ	≧ 100g	テレビ	≧ 25g	
製品カテゴリ	重量基準														
コンピュータ及びディスプレイ	≧ 25g														
画像機器	≧ 100g														
携帯電話	≧ 25g														
ネットワーク機器	≧ 100g														
サーバ	≧ 100g														
テレビ	≧ 25g														
<p>安全規制、安全基準、または安全認証の一部として、上記の特徴の1つ以上が製品設計から省略されている場合、省略を裏付ける追加書類を提供する必要がある。</p>															
<p>除外 本項は以下のものには適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - プリント基板、コネクタ、ワイヤ、ケーブル、プリント基板用電子部品、光学部品、ESD 部品、EMI 部品 - 画像機器の消耗品 															

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性														
<p>5.4.3 必須プラスチック部品への材料表示</p> <p>平面の面積が 200mm²以上のすべてのプラスチック部品、及び表 5.4.3 に示す重量の閾値を満たす部品は、ISO11469/1043 に従って材料の種類を明確に表示しなければならない。</p> <p>この基準は、プリント基板、コネクタ、ワイヤ、ケーブル、プリント基板電子部品、光学部品、音響部品、ESD 部品、EMI 部品、及び唯一の十分な大きさのマーキング面が必要な機能面(例えば、ボタン面)でもあるプラスチック部品には適用されない。</p> <p>表 5.4.3 に定める重量閾値を満たすプラスチック部品及び構成部品を含む製品構成が販売されない場合には、製造者は「非該当」と表示することができる。</p> <p>表 5.4.3 製品カテゴリ毎の構成部品部品の重要基準</p> <table border="1" data-bbox="244 763 967 987"> <thead> <tr> <th>製品カテゴリ</th> <th>重量基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンピュータ及びディスプレイ</td> <td>≧ 25g</td> </tr> <tr> <td>画像機器</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>≧ 25g</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク機器</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>≧ 100g</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>≧ 25g</td> </tr> </tbody> </table>	製品カテゴリ	重量基準	コンピュータ及びディスプレイ	≧ 25g	画像機器	≧ 100g	携帯電話	≧ 25g	ネットワーク機器	≧ 100g	サーバ	≧ 100g	テレビ	≧ 25g	<p>現行 EPEAT 基準では、4.3.2.3 項で設定されている。</p> <p>EM 基準では、4-1-1.(1)「製品設計チェックリスト」B10 の MUST 項目として「25g を超え、かつ面積が 200mm²を超えるプラスチック製部品は、ISO 1043 を考慮しながら、ISO 11469 に従ってマーキングがなされているか。」としている。5.4.3 項では 100g 以上となっており、EM 基準の方が厳しい。</p> <p>G 法では設定はない。</p>
製品カテゴリ	重量基準														
コンピュータ及びディスプレイ	≧ 25g														
画像機器	≧ 100g														
携帯電話	≧ 25g														
ネットワーク機器	≧ 100g														
サーバ	≧ 100g														
テレビ	≧ 25g														
<p>5.4.4 オプションソフトウェア部品ペアリング</p> <p>製造者は、対になるシリアル番号を必要としない部品の交換を可能にする、すなわち、交換部品は、製造者または認定された第三者が発行したものであれ、物理的に取り付けた時点で完全に機能するものでなければならないという方針を公にした文書を保持していること。(2点)</p> <p>または製造者は、ソフトウェアツール、ファームウェア及びシリアル番号の遠隔認証等の補助手段を有資格者及び再生業者に提供することにより、交換部品及び機器修理の完全な機能性を可能にするものとする。有資格者には、プロの修理業者やデバイスパスワードの知識、必要な修理または改修の知識と意思を持つ個人を含む。購入者は、意図する修理事例を製造者または製造者の認定代理人に通知することを要求される場合がある。(1点)</p>	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。</p> <p>EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>														
<p>5.5 修理サービス及び修理やリユース、リサイクルを可能にさせる情報の入手可能性</p> <p>5.5.1 必須修理サービスや交換部品の入手可能性</p> <p>登録製品の修理サービス及び交換部品を提供すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造者は、製造者または製造者の認定サービス業者を通じて直接修理サービスを受けるオプションを提供する。このオプションは、無償または有償で利用できる。製造者は、附属書 C に規定された期間、修理サービスを利用できることを確認するために、公開されている企業方針の中でコミットメントを表明するか、サービス提供者と契約を結ぶものとする。 2. 製造者は、利用可能な交換部品を公表すること。製造者は、附属書 C で指定された部品の交換を可能にするか、または部品の故障率データに裏付けられた類似製品の交換部品の入手可能性の履歴を、同期間にわたって証明しなければ 	<p>現行 EPEAT 基準では 4.4.3.1 項で設定されている。</p> <p>EM 基準では、4-1-1.(10)「保守、修理の受託体制が整備され、機器利用者の依頼に応じて修理を行っていること(リペアシステム)。体制の整備として以下 a.~c.を満たすこと。a. 修理を受託することの情報提供がなされていること。b. 修理の範囲(サービス内容)、必要期間、費用、機器利用者向</p>														

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>ばならない。 保守付リース契約による画像機器は除く。</p>	<p>への対応方法などに関する情報提供がなされていること。c. 機器の保守(事業者により提供されるものを指す)はトレーニングを受けた人員、または専門知識を有する人員のみが行うシステムとなっていること。」としており、1項に一致している。ただし、2項については規定していない。G法では設定はない。</p>
<p>5.5.2 必須 ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の修理情報の公開</p> <p>ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の製造者は、認定修理事業者、独立修理事業者、企業・団体所有者及び個人ユーザーが修理情報を利用できるようにすることにより、購入者がより幅広く修理を受けられるようにしなければならない。</p> <p>ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の製造者は、一般に公開されたウェブサイトにおいて、以下の情報を提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 必要な工具の特定を含む分解及び組み立ての説明書 - 基準 5.5.1 に従った入手可能な交換部品、入手方法及び費用の有無に関する説明 - メンテナンスの手順または手引き - トラブルシューティングの手順または手引き <p>製造者は、製造者の公開ウェブサイトから本基準の情報を取得するために、第三者に登録やアカウントを要求してはならない。製造者が本基準の情報を入手できる公開ウェブサイトのURL(複数可)を EPEAT レジストリに登録すること。</p> <p>製品がノートパソコン、タブレットまたは携帯電話でない場合、製造者はこの基準を「非該当」と表示することができる。</p>	<p>ノートパソコン、タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。</p>
<p>5.5.3 必須 リユース及びリサイクル準備のための情報提供</p> <p>製造者は、第三者である再使用・再資源化団体が使用するために、欧州連合 WEEE 指令 2012/19/EU 付属書 VII で特定された選択的処理を必要とする材料に関する製品情報を、製造者が選択した言語で公表するものとする。この情報は、要求に応じて再利用・再資源化団体が利用できるようにしなければならない。</p> <p>製造者は、製品の製造終了後、最低7年間は情報を利用できるようにする手順を文書で定めておくものとする。</p> <p>製造者は、この情報を利用可能にするために、登録日から1年間の猶予期間を持つものとする。</p>	<p>現行 EPEAT 基準では 4.3.4.1 項に設定されているが、期間等は定められていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>
<p>5.5.4 オプション リユース及びリサイクル準備のための将来的な情報提供</p> <p>製造者は、表 5.5.4 に示すリユース及びリサイクルのための準備に関する追加情報を一般に公開しなければならない。</p>	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)		相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
表 5.5.4 リユース及びリサイクルを可能にする情報提供		
提供する情報	ポイント	
<ul style="list-style-type: none"> - 基準 5.5.3 に従って提供される情報 - 分解に関する情報。これには、最低限、現場で交換可能な部品や組立品について、必要な工具を用いた段階的な分解手順が含まれる - 磁石の総質量が少なくとも 5 g の製品における希土類材料磁石の位置 - 製造者の認定を受けた修理・再生サプライヤーに提供される製品のトラブルシューティング情報 	1	
<ul style="list-style-type: none"> - (1)ピン配置図、(2)現場での交換が可能な各構成部品及び/またはアセンブリメーカーとモデル(メーカー修理/認定サービスセンターに提供されたもの)を提供する個々のサブアセンブリの技術仕様 - プリント基板修理のための回路図 - 製造者以外の供給部品で代替できない部品のリスト - メーカーから提供された部品のリスト 	1	
<p>以下のいずれか、または複数のフォーマットで提供されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ上でのオンライン閲覧 - オフラインで閲覧するためのダウンロード可能な PDF、または - 機械に適したファイル形式：HTML、XML、または IEEE 1874(電子機器の修理及び組み立てのための文書スキーマのための IEEE 標準)のいずれか <p>前述のすべての情報が1つの場所にあることは要求されない。製造者は、本基準の情報を取得するために、第三者に登録やアカウントを要求してはならない。製造者が本基準に記載されたツールや情報を利用できるようにする公開ウェブサイトの URL を EPEAT レジストリに登録すること。</p> <p>安全規制、安全基準への準拠、または安全認証の一部として、上記の要件の一つ以上が省略されている場合は、省略を裏付ける追加書類を提供しなければならない。</p>		
5.5.5 オプション ノートパソコン、タブレット及び携帯電話の修理スコアの情報提供 ノートパソコン、携帯電話、テレビについては、製造者は通常の前述の予測可能な使用における製品の修理スコアを公開するものとする。修理スコアに含まれるインデックスは、フランスの修理可能性指数の要求事項を満たすために必要なインデックスと同じでなければならない。 製造者は、EPEAT レジストリに修理スコアを記入するものとする。		ノートパソコン、タブレット、携帯電話の基準項目のため、画像機器は適用外。
5.6 循環性を考慮した安全なデータ消去 5.6.1 必須 循環性を考慮した安全なデータ消去 製品のリユースによる循環を促進するため、購入者の組織の外で再利用するために次のユーザーに移転された場合、そのデータが権限のない者によって容易に検索または再構築されないことが合理的に保証されなければならない。 製造者は、製品に関するユーザーデータの機密性を下げる手順書を、その公開ウェブサイトで自由に利用できるようにしな		現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>ればならない。ユーザーデータ消去説明書には、ユーザーが意図的かつ安全に製品が保存するすべてのユーザーデータを消去するためのプロセスを記述しなければならない。ユーザーデータの機密性を下げる手順書は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーザーデータを保存する可能性のあるすべての部品及び構成部品のリストを含むこと 2. NIST SP 800-88 Rev.147 に定義される「パージ」のレベル、または同等のレベルを達成すること 3. 手動、操作パネル、及び/または一般に入手可能な工具を用いて実行可能であること 4. 別のソフトウェアまたはハードウェアを購入する必要がないこと 5. 製品のいかなる構成要素または部分の物理的な破壊も必要としない 6. 必要な場合、ユーザーデータのサニタイズに必要な構成部品または部品へのアクセス、取り外し、及び交換の指示を含む 7. ユーザーデータの消去後、製品を元の機能または同等の機能に復元することを含むこと <p>製造者は、製品を元の機能に戻すために必要なすべてのソフトウェアツール、システムソフトウェア、及びファームウェアがある場合には、その公開ウェブサイトで自由に利用できるようにしなければならない。</p> <p>製造者は、基準 5.3.1 必須-ファームウェアとシステムソフトウェアのアップデート"に規定された更新の利用可能期間について、製品が登録されてから生産が終了するまで、この基準に記載されたすべてのソフトウェアツール及び情報をその公開ウェブサイトで利用できるようにしなければならない。</p> <p>製造者は、第三者が本基準の情報を取得するために、製造者の登録やアカウントを必要としないものとする。製造事業者は、本基準に記載されたツール及び情報を利用可能にする公開ウェブサイトの URL を EPEAT レジストリに登録すること。</p> <p>製造者は、NIST SP 800-88 Rev. 1 Section 4.7 に記載されているテスト方法の一つ、または同等の方法を用いて、ユーザーデータのサニタイズが成功したことを一度だけ実証することにより、指示がユーザーデータのサニタイズを達成することを確認するものとする。</p> <p>本基準のいかなる内容も、製造業者が企業秘密を開示することを要求すると解釈されてはならない。</p> <p>ユーザーデータが機器に保存されていない場合、製造業者はこの基準に対して「非該当」と示すことができる。</p>	
<p>5.7 責任ある使用済み製品管理</p> <p>5.7.1 必須-製品回収システムの提供</p> <p>製造者は、登録製品及び旧登録製品のリユース、リサイクル、及び/またはリサイクルのために、直接または契約した第三者を通じて、国内全体の製品引取サービスを提供すること。リユース、リサイクル、リサイクルプログラムは、使用済み及び使用済みの電子機器及び部品の管理の階層を考慮する必要があり、材料回収の前に機器及び部品のリユース及びリサイクルが優先</p>	<p>現行 EPEAT 基準では 4.6.1.1 項で必須基準として設定されている。</p> <p>EM 基準では、4-1-1. (12)「資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器は、機器の回収および部品の再使用や</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<p>されることを示す(プログラム、方針、手順、最初のサービス提供者との契約文言など)。製造者は、製品引取サービスの提供について責任を負うものとする。</p> <p>製造者は、製品の販売促進資料(ウェブ上の販売情報、製品仕様書など)において、購入者に引取りサービスの利用が可能であることを知らせること。製品引取サービスの利用方法など、製品引取サービスに関する情報を、製造者の公開ウェブサイトで公開すること。</p> <p>製造者は、製品引取サービスの利用に関連して購入者に直接費用が発生するかどうかを特定する情報を利用可能にするものとし、または製造者は直接費用が発生しないことを特定するものとする。購入者に直接費用が発生する場合(該当する場合は輸送費を含む)、その開示は一般に公開されなければならない(例：製造者のウェブサイト上)。情報開示により、購入者が独自の状況(製品の種類、場所、数量など)に基づき、メーカーに連絡し、見積もりを受けることができるようにすることができる。見積もりを得るための電子メールアドレスや問い合わせフォームなどの具体的な連絡先は、メーカーのウェブサイトに記載されていなければならない。</p> <p>登録製品及び旧登録製品の回収・リサイクルのためのプログラムを確立し、そのプログラムが機関、商業、消費者市場からの製品の回収・リサイクルを含む既存の法律及び/または規制がある地域または国では、プログラムへのメーカーの参加はこの基準の要件をすべて満たす。既存の法律及び/または規制が一部の購入者しか対象としていない場合(例えば、消費者で商業購入者ではない)、メーカーは法律及び/または規制の対象外の購入者のためにこの基準のすべての要件を満たす引取サービスを提供するものとする。既存の法律及び/または規制が、製品が登録されている国の一部のみを対象としている場合(例えば、一部の州または地方のみ)、製造業者は、国の残りの部分に対して本基準のすべての要件を満たす引取サービスを提供するものとする。</p>	<p>材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。」としており、一致している(情報提供は 4-1-4.(32)1)a)で規定)。</p> <p>G法でも「判断の基準」として「⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。」となっており、一致している。</p>
<p>5.7.2 必須-使用済後のプロセス</p> <p>製造者は、本書に含まれる「必須-製品回収システムの提供」基準(5.7.1)に従い、製造者(またはその契約代理人)が回収したすべての使用済み製品について、以下の要件を満たしていることを、以下により証明するものとする。</p> <p>1) 管轄区域または国の法律及び/または規制を満たすものとして、管轄区域または国で承認または受け入れられているプログラムで、製造者が登録した種類の製品について、施設向け製品、業務用製品、及び/または消費者製品の回収とリサイクルを含むもの。</p> <p>製造者が州、地域、国、省などの要件を満たすために政府公認のリサイクル業者を利用していない場合、製造者は基準要件2を満たす必要がある。</p> <p>もしくは</p> <p>2) 以下のいずれかを満たす初期サービスプロバイダ。</p> <p>a) 認証機関によって、以下の認定電子機器リサイクル基準(付属書 D に規定)の認定を受けている。</p> <p>- 持続可能な電子機器のリユースとリサイクル(R2)基準</p>	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。</p> <p>EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<ul style="list-style-type: none"> - 電子機器の責任あるリサイクルとリユースのための e-Stewards 基準、または - EN 50625 WEEE の収集、物流、処理に関する要求事項 <p>認証機関は、IAF 加盟認定機関の認定を受け、認定範囲に適合電子機器リサイクル規格を含むものとする。</p> <p>もしくは</p> <p>b)認定電子機器リサイクル基準(付属書 D に規定)に対する年次の第三者監査を通じて、適合性の証拠を提供すること。 監査は、IAF 加盟認定機関から ISO/IEC 17020、ISO/IEC 17021-1 または ISO/IEC 17065 の認定を受けた第三者認証機関により実施されなければならない。</p> <p>米国及びカナダで申告された製品について、製造者は上記オプション 1)または 2)a)に適合するものとする。</p> <p>上記オプション 1)または 2)のいずれについても、製造者は、適用される国際協定を実施する国内法に従って使用済み機器の回収が要求される国以外の国に所在する初期サービス提供者を利用することができる。</p> <p>製造者(またはその契約代理人)により運営される以下のプログラムは、本基準の要求事項から免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - メーカー(または契約上の代理人)が法的所有権を保持するリース製品の管理 - 購入者が製品をメーカー(またはその契約代理店)に引き渡し、補償または代替品と交換する下取り/交換プログラム - 製品(または類似の製品)が購入者に返却される、メーカーまたはその契約代理店が運営する製品サービス及び/または保証プログラム 	
<p>5.7.3 オプション リユース、リサイクル実績データの公開</p> <p>この基準は、基準 5.7.2 に従い、製造者が最初のサービス提供者を選択する製造者引取プログラムに適用され、製品カテゴリレベルで検証される。</p> <p>製造者は、製造者が EPEAT に製品を登録している最低 3 カ国、または 3 カ国未満で製品を登録している場合は、EPEAT に製品を登録しているすべての国のリユース・リサイクル実績を報告しなければならない。製造者は、報告を EPEAT に製品を登録している国に限定する、あるいは追加国のデータを提供するオプションがある。</p> <p>製造者は、基準 5.7.2 の EOL 処理要件に従って処理された基準 5.7.1 の引取サービスの回収製品の質量、年間のリユース・リサイクル実績を自らのウェブサイト上で一般に公開しなければならない。リユース・リサイクル実績は、製造者引取サービスにより回収された製品の年間総重量に対する個別の割合として報告されるものとする。年間報告期間は、製造者が決定するものとし、報告期間中に回収された機器に基づくものとする。報告には以下を含むものとする。1)製造者引取サービスにより製品が回収された国のリスト 2)製造者引取サービスの年間リユース・リサイクル達成率の国別の内訳。</p> <p>リユース・リサイクル実績の判定・算出は、引取サービスによる製品質量の受領[m₁]から開始し、終了までとする。</p>	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。</p> <p>EM 基準では、4-1-1.(5)～(7)、(12)、(13)項の申請時の証明方法として、エコマーク事務局に実績の報告を求めている。</p> <p>G 法では設定はない。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性
<ul style="list-style-type: none"> - [m₂]リユースされる装置または部品の質量 - [m₃]リサイクル施設または最終目的地施設(例: 製錬所、押出工場など)に送られる機器、部品、または関連する材料の質量 - [m₄]m₂または m₃に含まれない、あるいは廃棄物処理、熱処理、または埋め立て施設に送られる機器、部品、または関連する材料の質量 <p>製造業の報告には、最低限、引取サービスで回収した製品の質量(m₁)、リユース実績、リサイクル実績が含まれるものとする。実績は以下のように算出すること。</p> <p>リユース実績(%) = m_2/m_1</p> <p>リサイクル実績(%) = m_3/m_1</p> <p>製造者は、再使用及びリサイクルの達成状況に関する公表報告において、購入者が廃棄を要求する製品の割合を示すことができる。</p>	
<p>5.8 包装</p> <p>5.8.1 必須-持続可能な包装材料</p> <p>製品の包装材は、すべての種類の材料を含め、重量比で少なくとも25%のポストコンシューマ再生材料を含まなければならない。この最低比率は、包装材に含まれるポストコンシューマ再生材料の最低重量(分子)を包装材の総重量(分母)で割ったものとする。</p> <p>包装材が製造される市場でポストコンシューマ再生材料が入手できない場合、ポストコンシューマ再生材料に代えて、再生可能な材料または森林認証材の材料を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 森林木材や竹材を使用する場合、森林管理協議会(FSC)CoC規格、森林認証プログラム(PEFC)CoC規格、またはPEFCサステナビリティ・ベンチマークに承認された国の森林認証制度で、繊維に対するCoC認証の文書を含むものなど、持続的森林経営と管理のための独立第三者機関による認証を受けること(例えば、持続可能な林業イニシアチブ(SFI)プログラム、カナダ規格協会(CSA)グループ持続可能な森林管理プログラム、ブラジル国家森林認証プログラム(CERFLOR)等) - 再生可能性の高い素材は、生育期間が10年以下で、持続可能な方法で収穫できる植物または菌類に由来するものとする。再生可能な材料の例としては、麻、亜麻、バガス、Arundo donax、麦わら、ケナフ、竹など様々な原材料から作られたパルプや紙繊維、コーンスターチ、サトウキビ、その他ジャガイモ、藻類、菌糸体(キノコの「根」)、食品廃棄物など様々な原材料から作られたバイオプラスチックがある。製造者は、持続可能な方法で収穫された再生可能な原材料を選択しなければならない。 - 持続可能な調達と収穫に関する配慮の例として、農業副産物の使用や、植物種が侵入しないように管理されていることが実証されている場所やプログラムから採取された植物種を確実に選択するための原料が収穫される環境の評価などがあるが、これらに限定されない。外来種は、植物が再生可能性の定義を満たし、外来種が生態系に与える影響を 	<p>現行 EPEAT 基準では 4.8 項に包装材料に関する基準が設定されている。</p> <p>EM 基準では、4-1-1.(14)として「包装材料チェックリスト」の中で、再生材料使用の考慮を求めているが、具体的な基準値は設けていない。また再生可能な材料についての規定はない。</p> <p>G 法では設定はない。</p>

<p>EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)</p>	<p>相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性</p>
<p>軽減しているプログラムから供給される場合、再生可能性の高いコンテンツとみなすことができる。</p> <p>除外 プラスチック部品(50cm²以下)、プラスチック袋やラップに貼られたラベル、テープ、ステープル、パレットの釘、湿気や静電気防止を目的としたラミネート材料は、製造者は計算から除外することができる。この基準は、インボイスやその他の出荷書類には適用されない。</p>	
<p>5.8.2 オプションより厳しい持続可能な包装材 包装材の総重量は、すべての種類の材料を含み、表 5.8.2 に定義された最低割合を満たさなければならない。製造者は、ポストコンシューマ再生材料、再生可能な材料、及び森林木材/竹の認証材の割合を明らかにすること。割合は、包装材に含まれるポストコンシューマ再生材料の重量、再生可能な材料の重量、または森林認証材/竹材の重量(分子)を包装材の総重量(分母)で割った値である。</p> <p>森林木材/竹材は、森林管理協議会(FSC)の CoC 基準、森林認証プログラム(PEFC)の CoC 基準、あるいは PEFC 持続可能性ベンチマークの承認を受けた国の森林認証制度で繊維の CoC 認証の文書を含むもの等、持続可能な森林管理及び CCA に関する独立第三者機関による認証を受けること(例えば、持続可能な林業イニシアチブ(SFI)プログラム、カナダ規格協会(SSA)グループの持続可能な森林管理プログラム、ブラジル国家森林認証プログラム(CERFLOR))。持続可能な林業イニシアチブ(SFI)プログラム、カナダ規格協会(CSA)グループ持続可能な森林管理プログラム、ブラジル国家森林認証プログラム(CERFLOR)等。</p> <p>再生可能な材料は、生育に 10 年以下で、持続可能な方法で収穫できる植物または菌類に由来するものとする。再生可能な材料の例としては、麻、亜麻、バガス、Arundo donax、麦わら、ケナフ、竹など様々な原材料から作られたパルプや紙繊維、コーンスターチ、サトウキビ、その他ジャガイモ、藻類、菌糸体(キノコの「根」)、食品廃棄物など様々な原材料から作られたバイオプラスチックなどがある。製造者は、持続可能な方法で収穫された再生可能な原材料を選択しなければならない。持続可能な調達と収穫に関する配慮の例として、農業副産物の使用や、植物種が侵入しないように管理されていることが実証されている場所やプログラムから採取された植物種を確実に選択するための、原料が収穫される環境の評価などがあるが、これらに限定されない。外来種は、植物が再生可能性の定義を満たし、外来種が生態系に与える影響を軽減しているプログラムから供給される場合、再生可能性の高いコンテンツとみなすことができる。</p> <p>50cm²未満のプラスチック部品、プラスチック袋やラップに貼られたラベル、テープ、ホッチキス、パレットの釘、湿気や静電気防止を目的としたラミネート材料は、計算から除外することができる。この基準は、インボイスやその他の出荷書類には適用されない。</p>	<p>5.8.1 項と同じ。</p>

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)				相違点、グリーン購入法(G法)、 エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性																
<p>表 5.8.2 ポストコンシューマ再生材料、再生可能エネルギー、森林認証材／竹の含有率のポイント数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ポストコンシューマ再生材料・再生可能材料の総割合</th> <th>ポストコンシューマ再生材料の最低割合</th> <th>ポストコンシューマ再生材料以外の割合(再生可能材料・森林認証材・竹)</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>85</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				ポストコンシューマ再生材料・再生可能材料の総割合	ポストコンシューマ再生材料の最低割合	ポストコンシューマ再生材料以外の割合(再生可能材料・森林認証材・竹)	ポイント	75	50	25	1	100	50	50	2	100	85	15	3	
ポストコンシューマ再生材料・再生可能材料の総割合	ポストコンシューマ再生材料の最低割合	ポストコンシューマ再生材料以外の割合(再生可能材料・森林認証材・竹)	ポイント																	
75	50	25	1																	
100	50	50	2																	
100	85	15	3																	
<p>5.8.3 オプション-発砲スチロール(EPS)包装材料の制限 製品包装に発砲スチロール(EPS)を使用していないこと。</p>				<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準では、4-1-1.(14)「包装材料チェックリスト」では、EPS の不使用は規定されていない。 G 法では設定はない。</p>																
<p>5.8.4 必須-包装材料のリサイクル可能性の向上 製品包装は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>1. 25g の包装部品はすべて、基準要件 2 で指定されたプラスチック材料の種類を含む材料の種類毎に、工具を使用せずに分離可能でなければならない。 除外項目：50cm²未満のプラスチック部品、プラスチック袋やラップに貼られたラベル、テープ、接着剤、ステーブル、パレットの釘、湿気や静電気のバリア保護を目的としたラミネート材料。</p> <p>2. 25g 以上のプラスチック部品には、ISO 11469/1043、ASTM D7611/D7611M50、DIN612051、または製品が販売される地域に関連する同等のマーキングの少なくとも 1 種類に従って、材料の種類を明確に表示しなければならない。 除外項目：プラスチック保護フィルム、ストレッチラップ、ストラッピング、テープ、ラベル、表面積 50cm²未満、形状によりマーキングが不可能なプラスチック片、発泡ポリウレタン</p> <p>25g のプラスチック成分を含まない包装を有する製品については、製造者はこの基準要件 2 について「非該当」と示すことができる。</p>				<p>現行 EPEAT 基準では 4.8 項に包装材料に関する基準が設定されている。 EM 基準では、4-1-1.(14)「包装材料チェックリスト」の中で、No. 6「異種材料を複合して使用する場合には、材料間の分離が容易なように設計しているか」及び No.7「リサイクル、もしくはリユースしやすいように、法令や JIS 規格等による材質表示がされているか」を求めており、趣旨は一致している。 G 法では設定はない。</p>																
<p>5.9 水資源のインベントリ</p> <p>5.9.1 オプション-水資源のインベントリ 製造者は、サプライヤーが適用範囲内の施設の本基準の水インベントリ要件を満たしていることを証明するものとする。適用範囲内の施設には、最低でも PCB 基板製造と PCB 集積回路製造が含まれる。サプライヤーは、登録製品の部品が供給されるすべての施設の水インベントリ要件を満たすものとする。各施設の水インベントリは、適用範囲内の業務または施設全体に適用される場合がある。 サプライヤーは、対象範囲内の施設の場所毎の水インベントリ(単位：ML/年)を集計するものとする。インベントリには以下</p>				<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>																

EPEAT「持続可能な資源利用(循環性)」1次基準案(仮訳)	相違点、グリーン購入法(G法)、エコマーク基準(EM)No.155 Ver1.5との整合性						
<p>を含み、特定するものとする。</p> <p>パート A: 水インベントリ(1ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 淡水または地表水、地下水(再生可能及び非再生可能)、海水、随伴水、及び第三者供給源(例:自治体の給水者、公共または民間公益事業、及びその他の組織からの廃水)毎の年間総取水量(ML/年) - 排出先毎の排水量(例:地表水、海水、地下水、及び第三者排出先(例:地方自治体の排水施設、公共または民間の公益事業、及び排水の輸送、処理、廃棄、あるいはさらなる利用に関与するその他の組織)) - リサイクル及び再利用される水の量と割合 - 水不足地域からの総取水量の割合。水ストレスのある地域を特定するために利用できる分析ツールには、WRI Aqueduct Global Water Risk Mapping Tool、GEMI Local Water Tool、WWF-DEG Water Risk Filter、CDP Water Watch Toolがある。報告主体は、水ストレスのある地域と、水ストレスのある地域の特定に使用したツールを特定しなければならない <p>パート B: 水インベントリ(1ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 化学的酸素要求量、生物学的酸素要求量、総懸濁物質量、重金属、pHなどの水質指標に基づき、液量別に指定された排水の水質 - 処理方法(一次、二次、三次)毎の排水量 - 放流水の温度 							
<p>5.10 サプライチェーンの製造廃棄物の削減</p> <p>5.10.1 オプション-ゼロ廃棄物製造アプローチ</p> <p>製造者は、サプライチェーンの製造廃棄物を最小化することを公に約束すること。表 5.10.1 に示す EPEAT 登録製品のサプライヤー施設は、UL2799、USGBC TRUE あるいは EPEAT が定める同等の廃棄物最小化基準を満たすものとして第三者認証を受けなければならない。同等と見なされるためには、その規格は「廃棄物埋め立てゼロ」を達成するために、廃棄物からエネルギーへの転換以外の方法で少なくとも 90%の転換を要求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 5.10.1 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="209 1554 1029 1682"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>オプションポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての最終組み立て施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>優先構成部品の最終組み立て施設の 50%の生産量</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>認証は、この基準に適用される規格を含む認定範囲で、国際認定機関フォーラム(IAF)多国間承認取決め(MLA)に加盟している機関により認定された認証機関から取得するものとする。サプライヤー施設は、スタンドアロン施設として、または適用される規格に対する複数サイト組織の認証の一部として認証される場合がある。</p>	対象施設	オプションポイント	すべての最終組み立て施設	1	優先構成部品の最終組み立て施設の 50%の生産量	1	<p>現行 EPEAT 基準では設定されていない。 EM 基準、G 法ともに設定はない。</p>
対象施設	オプションポイント						
すべての最終組み立て施設	1						
優先構成部品の最終組み立て施設の 50%の生産量	1						

6) 「持続可能な資源利用(循環性)」基準(案)と日本・グリーン購入法やエコマーク基準の整合状況のまとめ

前項では、「持続可能な資源利用(循環性)」の1次基準案について、日本・グリーン購入法やエコマーク基準の整合状況を示した。現行のEPEAT「画像機器」基準と比較して今回の基準案は大幅に要求事項が増え、また要求レベルも高くなっている。一方、現行EPEAT基準で設定されていたバイオプラスチックに関する基準は、包装材を除き削除されている。

1次基準案のパブリックコメントの実施に対しては、総数158に上る多くの意見が寄せられ、日本からも一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会及び一般社団法人日本電機工業会が意見⁵を提出している。そのため、当初予定していた2次基準案の公開時期も遅れており、制定時期も明確には見通せない状況になっている。

今回分析した「持続可能な資源利用(循環性)」基準案には、他の環境ラベル基準にない特徴が大きく3つある。

(1) 徹底した情報公開

EPEATは購入側からの視点で要求事項が作られているという点である。これはLCA結果の公開をはじめ、「持続可能な資源利用(循環性)」の基準でも、再生プラスチックや再生金属の含有率の公開、長寿命化に関わる項目(ファームウェアのアップデートや、オプション基準ではあるが、リユース及びリサイクルのための将来的な情報提供(分解手順書や希土類磁性磁石の製品への設置位置など))、またはリサイクル実績の公開などの多岐に渡っている。再生プラスチック等の含有率や掲載URLについては、EPEATレジストリ(登録)でExcel形式にてダウンロードできるようになっており、ノウハウ部分を含むため事業者には対応が難しい点である。

(2) 再生材料の含有率

製品及び包装ともに再生プラスチックや再生金属などの含有率基準が高い基準値で設定されている点が次の特徴として挙げられる。「画像機器」では各国が参考に行っているドイツ・ブルーエンジェル基準でも製品への再生プラスチックの含有率の基準値を設定しているが、基準案ではより高い数値をオプション基準として求めている他、日本では一般的に認められているプレコンシューマ材料の使用が再生材料としてカウントできない点は、欧米の考え方を反映したものである。また、再生金属、コバルトの排除、または再生希土類磁性材料などの使用など、これまで日本のグリーン購入法やエコマーク、もしくは他国の環境ラベルで焦点を当てられていなかった部分にも、基準を設定しようとしている。この動向が他国のGPP政策や環境ラベルに波及することになるのか、注視が必要である。

(3) サプライチェーンを通じた水資源や廃棄物管理

本項は両方ともオプション基準ではあるが、日本のグリーン購入法やエコマークでは、電子機器に使用される水資源のインベントリに関して焦点を当てた基準は設定されていない

⁵ https://standards.nsf.org/apps/group_public/document.php?document_id=63764

い。また、すべての最終組み立て施設等でのゼロエミッション(エネルギー利用は 10%未満)を実施し、企業の ESG パフォーマンス基準と同様に、第三者認証を受けることとしている(オプション基準)。GPP 基準や環境ラベル基準では、回収した機器等の再資源化率等の基準は設定されているが、水や廃棄物の管理にまでスポットを当てた基準は存在しておらず、オプション基準でポイントを獲得するためには、サプライチェーンを通じた管理(第三者認証等)が必須となる。

以上のように、EPEAT は非常に野心的な「持続可能な資源利用(循環性)」の基準案を公開しており、制定版がどうなっていくのか、今後他国への波及も含めて注視が必要である。